

番号：141001

国名：キルギス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：食品品質管理及び安全性向上プロジェクト詳細計画策定調査（家畜衛生）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：家畜衛生
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年1月上旬から2015年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日、現地業務期間 19日、整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	家畜衛生に係る各種業務
対象国／類似地域	キルギス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

キルギスの農業分野は対GDP比で20.2%(世界銀行、2012)、輸出額の約14%(約164百万ドル)を占め、労働人口の3割以上(地方部では6割以上)が従事する重要な産業である。その中でも酪農は農業生産額の14.1%を占める主要なセクターであり、乳・乳製品は輸出ポテンシャルのある主要製品として、今後の輸出拡大が期待されている。

他方、主な輸出相手国であるロシア、カザフスタン、ベラルーシが関税同盟条約を締結したことにより、これらの国へは関税同盟の定める食品検査規則に沿って検査を行った食品以外は輸出することができない状況となっている。乳・乳製品についても「乳及び乳製品に関する技術規則」や「関税同盟における獣医学・衛生規範の適用規則」などの関税同盟規則の要件を満たす必要があるが、現状では輸出時に実施すべき検査を行う設備や人材育成が十分ではなく、また輸出の際に求められる各種証明書を発給するための検査認証体制も整っておらず、輸出の大きな障壁となっている。今後は、キルギスも関税同盟に加盟することが予定されており、加盟後には関税同盟国に限らずあらゆる国への輸出において、関税同盟規則の要件を満たすことが求められる。このような状況から、キルギスにおいては関税同盟規則に沿った乳・乳製品輸出のための検査体制整備が喫緊の課題となっており、持続的発展戦略ロードマップ(2013-2017)や中期開発プログラム(2012-2014)においても、関税同盟の基準に適合した農産物検査システムの導入、農産物の安全性の向上のための検査基準創設と検査施設の設置、海外市場(関税同盟国)を意識した生産があげられるなど食品輸出体制の整備は政策上も重要な位置づけにある。上記の背景からキルギス政府より乳・乳製品の輸出検査体制にかかるマスタープラン策定に向けて「食品品質管理及び安全性向上プロジェクト」(以下、本プロジェクト)が要請された。

キルギスの乳・乳製品の輸出検査は、度量衡センター(SMC: Standardization and Metrology Center、経済・独占禁止省が管轄)と獣医・植物国立検査院(SI: State Inspectorate of Veterinary and Phytosanitary)が管轄しており、前者は国内で生産された製品の輸出時の検査を、後者は生体検査や畜産原料検査といった出荷前の検査を担当している。関税同盟の食品検査規則もそれぞれの工程における規則を定めており、規則の要件を満たすためには、生産から輸出までの一貫した検査体制の整備が求められている。

以上を踏まえ、本詳細計画策定調査では、乳・乳製品の輸出検査に係る先方政府の規定、体制、検査実施の状況等の情報を分析・整理したうえで、プロジェクト内容、実施体制に係る提案・協議を行い、合意文書により先方政府と合意する予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、上記背景の最終段落で述べた獣医・植物国立検査院が担当する出荷前の検査を中心に、協力計画策定のために必要な調査を行う。

具体的担当事項は次のとおり。

(1) 国内準備期間(2015年1月上旬~2015年1月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握するため、以下の資料を分析する。
 - ・要請書
 - ・「キルギス国酪農産業にかかる情報収集・確認調査(2013年11月)」
 - ・「キルギス国農産物輸出促進・農民組織化強化に係る情報収集・確認調査(2013年6月)」
 - ・JICA及び他ドナーが実施済/実施中/計画中の関連調査・プロジェクトに関する資料・情報
 - ・関税同盟に関する資料・情報(特に家畜衛生に関連する規則及び運用状況)
 - ・キルギス政府、その他関連する団体のホームページ
- ② 上記①の分析結果を踏まえ、現地調査で収集すべき情報を検討・整理し、担当分野における現地調査項目表(和文)、関連機関(関係省庁、検査機関、民間会社等)に対する質問票(英文)を作成する。なお、質問票は現地派遣前にキルギス側に送付する予定。
- ③ プロジェクトの事業事前評価表案(和文)の検討及び作成に協力する。

- ④ 調査団内打合せ及び対処方針会議に参加する。
- (2) 現地派遣期間 (2015年1月中旬～2015年2月上旬)
- ① JICAキルギス事務所との打合せに参加する。
 - ② 関係機関 (関係省庁、検査機関、民間会社等) を訪問し、国内準備期間②で作成した担当分野における質問票の回収、協議・意見交換、及び試験所の現地調査を通じて、関連情報の収集・分析を行う。想定される調査項目は以下のとおり。
 - ア) 家畜衛生に関連する法令及び運用状況を分析する。
 - i. キルギス国における家畜衛生に関連する規則及び運用状況を、獣医・植物国立検査院(SI)、乳業会社等からヒアリングし、分析する。
 - ii. 家畜衛生に関連する関税同盟規則に沿った検査実施に向けた課題を抽出する。
 - イ) 担当分野の主要関連組織 (獣医・植物国立検査院 (SI)、獣医診療センター等) の組織構成、人員配置、所掌業務、課題等を情報収集する。
 - ウ) キルギス国内の家畜衛生の試験所 (獣医診療センター管轄の中央試験所及び地方試験所等) における検査フロー、検査項目、検査精度、設備、技術者の習熟度等を情報収集し、担当分野における課題を抽出する。
 - ③ 協議結果及び収集した情報を踏まえ、担当分野にかかるプロジェクトの概要 (協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程等)、作成するマスタープランのアウトラインを検討・提案する。
 - ④ キルギス政府機関のプロジェクト実施運営体制を検討・提案する。
 - ⑤ プロジェクト実施にかかる日本人専門家の団員構成及び派遣計画を検討する。
 - ⑥ 上記 (2) ③～⑤の検討及び先方機関との協議を踏まえ、担当分野にかかるM/M案 (英文)、R/D案 (英文) の作成に協力する。
 - ⑦ プロジェクトの枠組み、実施の範囲・内容・スケジュール等詳細に関する先方機関との協議及びプロジェクト議事録 (和文) の作成に協力する。
 - ⑧ 担当分野に関する現地調査結果をJICAキルギス事務所に報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2015年2月上旬～2015年2月下旬)
- ① 事業事前評価表案の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書案を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案 (和文)
 - 電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。
 - 航空経路は、成田⇒イスタンブール⇒ビシュケク⇒イスタンブール⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2015年1月19日～2月6日を予定しています。

食品検査の調査団員は1月19日～2月6日、JICA調査団員は1月26日～2月6日の日程で調

査を行う予定です。なお一部期間において本業務従事者が単独で現地調査を行う可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 食品検査 (コンサルタント)
- エ) 家畜衛生 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAキルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎手配
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 通訳備上
あり (英語ーロシア語)
- オ) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし (但し、JICAキルギス事務所の会議室が空いている時間に使用可能)

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を、JICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (03-5226-8425) にて配布します。

・要請書

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。